令和７年度 第１回徳島県地域公共交通協議会

日時　令和７年４月２５日（金）午前１０時から
場所　徳島県庁１０階　大会議室

次　　第

１　開会

２　議事
（１）幹線系統バスの「令和７年１０月路線再編」の方向性について

（２）その他

３　閉会

【配布資料】
〇会議次第、出席者名簿、委員名簿、配席図
〇徳島県地域公共交通協議会 規約
〇【資 料 １】幹線系統バスの「令和７年１０月路線再編」の方向性について
〇【資 料 ２】幹線系統バスの経常損失の推移
〇【資 料 ３】幹線系統バス「令和７年１０月路線再編」の方向性
〇【資 料 ４】幹線系統バス「令和７年１０月路線再編」の方向性（ルート）
〇【資 料 ５】運行事業者提供資料
〇【参考資料】国・県の支援制度等に関する資料

令和７年度 第１回徳島県地域公共交通協議会　出席者名簿

【日時】令和７年４月２５日（金）午前１０時から
【場所】徳島県庁１０階　大会議室

所属		構成員		代理出席
		役職	氏名	
県	徳島県　生活環境部	副部長	吉成　浩二	
関係市町村等	徳島市　地域交通課	課長	中山　陽太	
	鳴門市　戦略企画課　地域交通推進室	室長	濵田　佑人	
	小松島市　市民環境課	課長	篠村　敦仁	課長補佐　矢田　涼介
	阿南市　都市政策課	参事（都市政策課長事務取扱）	清原　正克	
	吉野川市　市民生活課	課長	尾西　稔生	
	阿波市　企画総務課	課長	古川　秀樹	
	美馬市　ふるさと振興課	課長	仲　正敏	
	三好市　地方創生推進課	課長	石川　浩	主幹　桐川　裕成
	勝浦町　総務防災課	課長	中瀬　弘晴	
	上勝町　教育委員会	事務局長	高橋　暁美	
	佐那河内村　総務課	課長	下岡　徹	主事補　敷島　楓七
	神山町　住民課	課長	中村　由美子	
	那賀町　住民課	課長	山田　公央	
	牟岐町　企画政策課	課長	大谷　一	
	美波町　総務課	課長	岸本　博志	
	北島町　総務課	課長	井住　孝士	係長　杉本　航平
	藍住町　企画政策課	課長	大隅　久視子	
	板野町　総務課	課長	山本　敏彦	主事　井上　恒
	上板町　企画防災課	課長	佐藤　哲志	
公共交通事業者	徳島バス株式会社	取締役社長	金原　克也	
	四国旅客鉄道株式会社	徳島企画部長	荒井　隆	
	徳島県タクシー協会	会長	藤田　雅子	
徳島県警察本部	徳島県警察本部交通企画課	参事官兼課長	南谷　雅彦	交通安全管理官　漆川　敦司
学識経験者 ※分野精通者	徳島大学大学院	教授	奥嶋　政嗣	
	四国運輸局交通企画課	課長	片庭　浩輔	主査　長﨑　涼太
利用者	徳島県教育委員会高校教育課	副課長	藤川　憲一郎	
	一般財団法人徳島県観光協会	理事長	杉田　弘樹	

事務局 （徳島県）	徳島県 生活環境部 交通政策課	課長	橋本　貴弘	
	徳島県 生活環境部 交通政策課	係長	立石　雅大	
	徳島県 生活環境部 交通政策課	係長	山田　知成	
	徳島県 生活環境部 交通政策課	主任	小林　優太	
	徳島県 生活環境部 交通政策課	主任主事	河井　政樹	
	徳島県 生活環境部 交通政策課	主事	岡田　翔成	
	徳島県 生活環境部 交通政策課	主事	仲野　俊希	

徳島県地域公共交通協議会委員名簿

区分	団体名	役職	氏名	備考
徳島県	徳島県　生活環境部	副部長	吉成　浩二	副会長
関係市町村等	徳島県市長会	事務局長	成谷　雅弘	
	徳島県町村会	常務理事	木下　慎次	監査委員
	徳島市　地域交通課	課長	中山　陽太	
	鳴門市　戦略企画課　地域交通推進室	室長	濵田　佑人	
	小松島市　市民環境課	課長	篠村　敦仁	
	阿南市　都市政策課	参事（都市政策課長事務取扱）	清原　正克	
	吉野川市　市民生活課	課長	尾西　稔生	
	阿波市　企画総務課	課長	古川　秀樹	
	美馬市　ふるさと振興課	課長	仲　正敏	
	三好市　地方創生推進課	課長	石川　浩	
	勝浦町　総務防災課	課長	中瀬　弘晴	
	上勝町　教育委員会	事務局長	高橋　暁美	
	佐那河内村　総務課	課長	下岡　徹	
	石井町　総務課	課長	桃井　淳	
	神山町　住民課	課長	中村　由美子	
	那賀町　住民課	課長	山田　公央	
	牟岐町　企画政策課	課長	大谷　一	
	美波町　総務課	課長	岸本　博志	
	海陽町　住民環境課	課長	中内　康雄	
	海陽町　観光交流課	課長	戎谷　悟	
	松茂町　総務課	主幹（課長代理）	川田　浩二	
	北島町　総務課	課長	井住　孝士	
	藍住町　企画政策課	課長	大隅　久視子	
	板野町　総務課	課長	山本　敏彦	
	上板町　企画防災課	課長	佐藤　哲志	
	つるぎ町　まちづくり戦略課	課長	上徳　貴史	
	東みよし町　企画課	課長	谷藤　哲也	
公共交通事業者	徳島バス株式会社	取締役社長	金原　克也	
	四国旅客鉄道株式会社	徳島企画部長	荒井　隆	
	徳島県タクシー協会	会長	藤田　雅子	
	一般社団法人ひだまり	理事	藤井　園苗	
道路管理者	国土交通省徳島河川国道事務所	副所長（道路）	水野　匡洋	
	徳島県県土整備部高規格道路課	課長	西岡　治彦	
徳島県警察本部	徳島県警察本部交通企画課	参事官兼課長	南谷　雅彦	
学識経験者 ※分野精通者	徳島大学大学院	教授	奥嶋　政嗣	会長
	株式会社電脳交通	代表取締役社長	近藤　洋祐	
	四国運輸局交通企画課	課長	片庭　浩輔	
利用者	徳島県教育委員会高校教育課	副課長	藤川　憲一郎	
	社会福祉法人徳島県社会福祉協議会	事務局次長	福井　三希子	
	一般財団法人徳島県観光協会	理事長	杉田　弘樹	監査委員

令和7年度 第1回徳島県地域公共交通協議会　配席表

日時：令和7年4月25日（金）午前10時から
場所：徳島県庁10階　大会議室

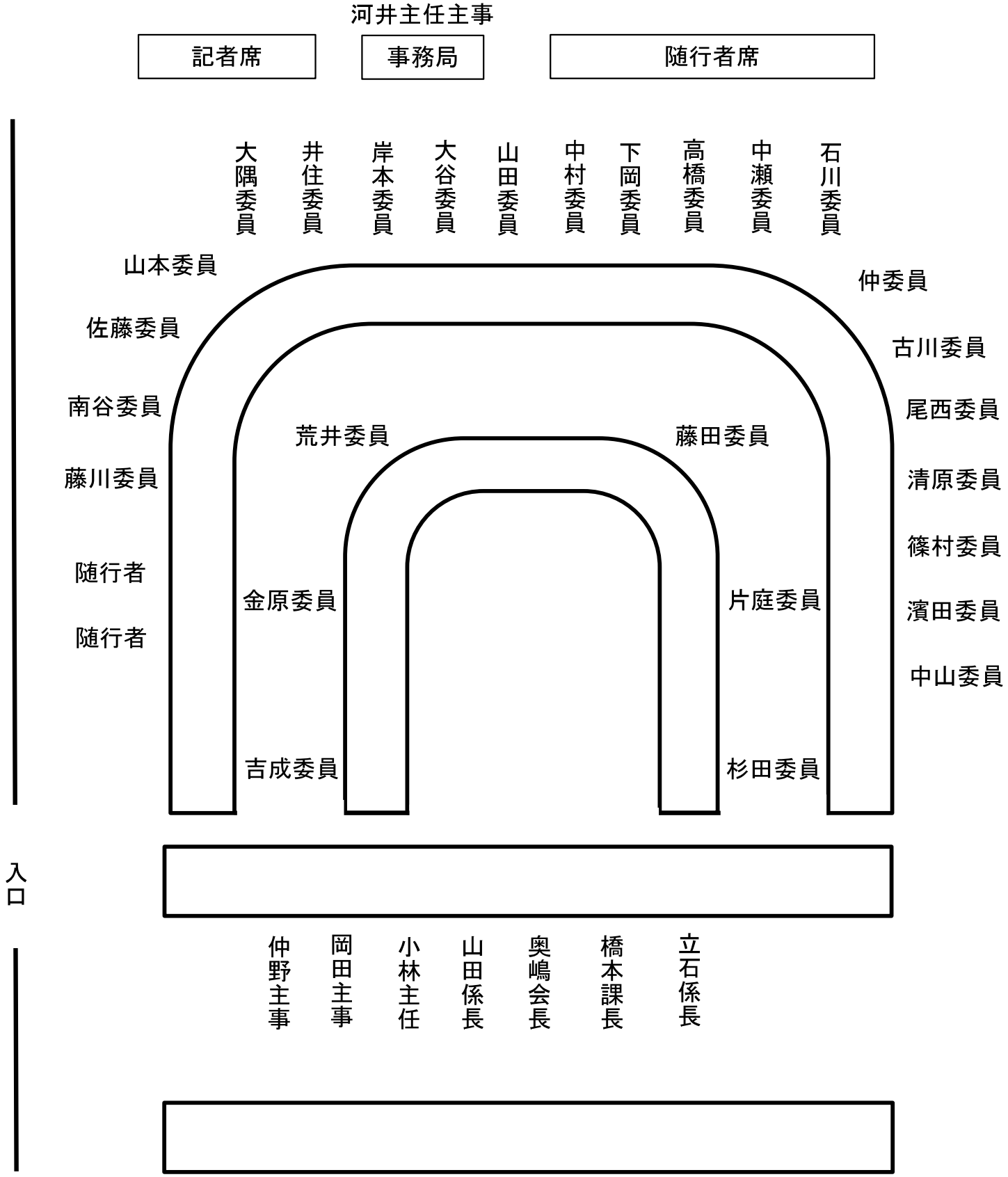

徳島県地域公共交通協議会規約

令和３年６月１８日制定
令和６年４月１日改正

（目的）

第１条　徳島県地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号。以下「法」という。）第６条第１項の規定に基づき、徳島県生活交通協議会が策定した次世代地域公共交通ビジョンに基づく、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

（事務所）

第２条　協議会は、事務所を徳島県徳島市万代町１丁目１番地に置く。

（事業）

第３条　協議会は、第１条の目的を達成するため、次の業務を行う。

（１）地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議に関すること。
（２）地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。
（３）地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
（４）前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第４条　協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

（会長及び副会長）

第５条　会長及び副会長は、次条第１項の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

２　会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。この場合、副会長が複数いるときは、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代理する。

（協議会の委員）

第６条　協議会の委員は次に掲げる者とする。

（１）徳島県
（２）関係市町村
（３）公共交通事業者
（４）道路管理者
（５）徳島県警察本部
（６）学識経験者
（７）その他協議会が必要と認める者

２　委員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

３　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）
第７条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。
２　委員は、代理人を指名することはできない。ただし、第６条第１号から第５号に規定する委員については、この限りではない。
３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
５　協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
６　前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議結果の尊重義務）
第８条　協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

（幹事会）
第９条　協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を設置することができる。
２　幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（分科会）
第１０条　第３条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。
２　分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）
第１１条　協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
２　事務局は、徳島県生活環境部交通政策課に置く。
３　事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
４　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費の負担）
第１２条　協議会の運営に要する経費は、国、地方公共団体からの補助金及びその他収入をもって充てる。

（監査）
第１３条　協議会に監査委員を２名置く。
２　協議会の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。
３　監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

（財務に関する事項）
第１４条　協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議会が解散した場合の措置）
第１５条　協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（委任）
第１６条　この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附　則
１　この規約は、令和３年６月１８日から施行する。

附　則
１　この規約は、令和６年４月１日から施行する。